

株式会社 カイカ

証券コード：2315

第31期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第31期定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使の方法についてのご案内…	3
事業報告……………	5
連結計算書類……………	24
計算書類……………	28
株主総会参考書類……………	39

開催日時

2020年1月30日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして
新株予約権を発行する件

(証券コード 2315)
2020年1月15日

株 主 各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社 カ イ カ
代表取締役社長 鈴 木 伸

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年1月29日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁に記載の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
- 第31期（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第31期（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- (お 願 い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載いたします。
総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時 2020年1月30日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

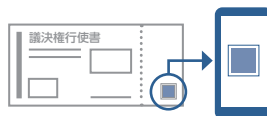


議決権行使期限

2020年1月29日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使



議決権行使期限

2020年1月29日（水曜日）
午後5時45分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

議決権行使期限

2020年1月29日（水曜日）
午後5時45分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

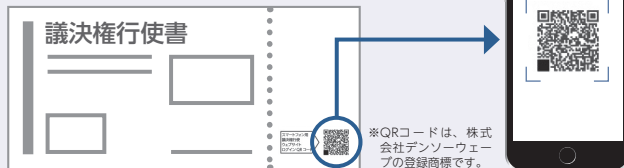
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

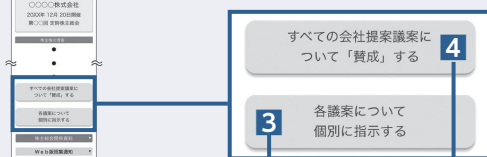
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

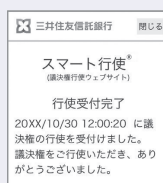


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

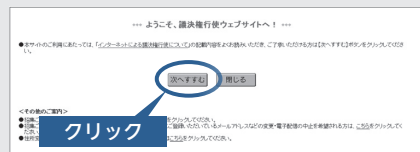


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

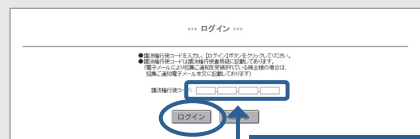
インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

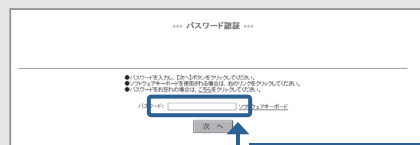


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2018年11月1日～2019年10月31日)におけるわが国経済は緩やかな回復基調が継続した一方、米中通商問題をめぐる緊張の増大が世界経済へ与える影響が懸念される等、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが主に事業を展開する情報サービス産業においては、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等の先進的な技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)推進の動きが加速しております。既存のビジネスを変革し、新たな付加価値を生み出す動きが世界的に進展しつつあり、今後、これら先進技術の高度化、多様化による需要の拡大が見込まれます。一方、業界全体として技術者の不足が常態化しており、当社グループにおいても即戦力となる技術者の採用は競合他社との獲得競争が激化しており、人材不足傾向が続いております。

このような状況の下、当社グループは売上総利益率の向上に取り組むとともに、従来からの主力分野である大手企業や、金融機関向けのシステム開発分野の、収益性改善を目的とした上流比率を高めるための施策に取り組みました。具体的には、当社の営業スタッフと元請け企業との信頼関係をより深く、着実に実績を積み上げるとともに、上流工程を担える技術者や大規模案件を担えるプロジェクトマネージャーの育成及び確保を図りました。

また、一次請けのポジションとしてシステム開発を請け負うことが見込まれるフィンテック関連分野、とりわけ暗号資産(以下、「仮想通貨」といいます。)の基幹技術であるブロックチェーン関連の案件や、仮想通貨交換所システムの開発、保守及び運用案件、仮想通貨交換所システムの外部向け販売等、仮想通貨関連事業に注力いたしました。

当社グループは現在、当社における従前からのシステム開発業に加え、ブロックチェーンを活用したフィンテック分野のビジネスと高度IT技術者の確保に繋がる事業をコア事業とし、経営資源の集中を図る事業再編に取り組んでおります。また、これと同時に経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制を構築することで権限と責任を明確にし、経営のスピードを更に引き上げ、グループ経営体制を強化すべく持株会社体制への移行を進めております。

2018年12月、当社は、仮想通貨交換所「Zaif」や「フィスコ仮想通貨取引所」を運営する株式会社フィスコ仮想通貨取引所の株式を有する株式会社フィスコデジタルアセットグループ(以下、「FDAG」といいます。)と資本・業務提携を行うとともに、同社を持分法適用関連会社といたしました。今後も、仮想通貨取引に関するシステムの両社共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発や共同研究及び人材の相互交流等を行うことで、当社グループとFDAGグループの強固な協力体制を構築してまいります。

2019年4月、当社は、アイスタディ株式会社(以下、「アイスタディ」といいます。)を連結子会社化いたしました。アイスタディは、eラーニングや社員のスキル・資格取得状況の管理を行うシステムの開

発及び販売やビデオ配信などを行うLMS（Learning Management System）事業、日本オラクル株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社など、ベンダー認定の研修事業や教育コンテンツの販売、カスタムコンテンツの制作・配信を行う研修サービス事業、従来の人材育成関連の事業にとどまらず、育成人材の評価及びクライアント企業への有料職業紹介等、クライアント企業における人材に関わる部分をトータルで提供する育成型人材紹介事業を展開しています。とりわけ育成型人材紹介事業は、人材不足が問題となっているAIやデータサイエンスなどの第4次産業革命時代に必須となる分野の人材を育成し、クライアント企業の人事担当者が受講者（求職者）の受講状況や成績も参照し、選考できるようにすることで、マッチングの精度をより高めた、新しい形の人材紹介ビジネスであります。今後、技術者の採用、技術者育成の加速及び双方の販売チャネルの拡大といったシナジーを発揮してまいります。

2019年9月、当社は連結子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。）の全株式を譲渡し連結子会社から除外いたしました。

2019年10月、当社連結子会社のアイスタディが株式会社エム・ソフト（以下、「エム・ソフト」といいます。）及び株式会社ネクストエッジ（以下、「ネクストエッジ」といいます。）の全株式を取得し連結子会社化いたしました（みなし取得日 2019年10月31日）。なお、当連結会計年度においては、エム・ソフト及びネクストエッジは貸借対照表のみを連結し、損益計算書は2020年10月期より連結いたします。

当連結会計年度における売上高は7,600百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。これは、前連結会計年度に連結子会社化したeワラント証券株式会社（以下、「eワラント証券」といいます。）及びeワラント証券のグループ会社（以下、「eワラントグループ」といいます。）の売上高が12ヵ月分計上されたことや、第2四半期連結会計期間に連結子会社化したアイスタディの売上高の7ヵ月（4月～10月）分の計上、さらに前連結会計年度において計上のあった当社の連結子会社である株式会社C C C T（以下、「C C C T」といいます。）の仮想通貨運用損失額の売上高計上が当連結会計年度においてはごく少額であったこと等の増加要因があった一方、連結子会社であるネクス・ソリューションズの全株式を譲渡し、当社の連結子会社から除外したことによりネクス・ソリューションズの当連結会計年度の連結売上高寄与が9ヵ月分となったことや、株式会社東京テックにおいて、技術者の人員不足により売上高が減少したこと、さらに「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号平成30年3月14日）を当連結会計年度より適用したことにより、当連結会計年度において、C C C Tで保有している活発な市場が存在しない仮想通貨の評価損として141百万円を売上高から減額したこと等によるものです。

営業損益は、2018年末の株式市場の急落による投資家心理の悪化が影響し、金融商品取引事業におけるカバードワラント商品のeワラント取引が停滞したことに加え、第一種金融商品取引事業の業務拡大をにらんだ内部管理態勢の強化費用及び市場に関する各種指標及びデータ等の情報調査に掛かる費用増や、アイスタディの費用の取込み及びアイスタディののれん償却費56百万円の計上、さらに仮想通貨関連事業におけるシステム開発の先行投資費用等の販売費及び一般管理費の増加により、営業損失615百万円（前連結会計年度は営業損失395百万円）となりました。

経常損益は、上記営業損失の計上に加え、前連結会計年度に計上した仮想通貨売却益の計上がなかったことや、短期から長期への借入金の借換え手数料の計上、持分法適用関連会社であるFDAGの株式につい

て、当社が当初想定していた計画を下回って推移していることからのれん相当額の一時償却として300百万円を持分法による投資損失に含めて営業外費用として計上したこと等により、経常損失1,111百万円（前連結会計年度は経常利益612百万円）となりました。

また、当社の連結子会社であるCCCCTにおいて、仮想通貨交換所システムの開発費の一部をソフトウェアとして資産計上しておりましたが、当該ソフトウェア仮勘定のうち、487百万円を減損処理し、特別損失として計上することといたしました。仮想通貨交換所システムは、既に販売実績があり、当社グループでは今後も引き続き、仮想通貨交換所システムの外販向け販売に注力し、当該ソフトウェアの投資回収を図るとともに、システム開発による知見を蓄積してまいります。この知見は仮想通貨の分野のみならず、一般のシステム開発にも応用してまいります。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,753百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益550百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

1) 情報サービス事業

当社においては、銀行、証券、保険といった金融機関向けのシステム開発分野は、大型の新規引合いは少ない状況が続いているものの、保険業向けの既存案件が堅調に推移したことやクレジットカードの案件の拡大により底堅く推移いたしました。また、前連結会計年度に受注した官公庁向けの案件が堅調に推移していることに加え、前連結会計年度からの継続案件である大手ECサイト運営企業におけるスマートペイの開発等も堅調であります。一方、フィンテック分野への注力というグループ方針のもと、仮想通貨交換所関連の案件に優先的に当社の技術者を多く配分しております。仮想通貨交換所関連の案件は将来の収益獲得のための先行投資として位置付けており、現時点では開発コストが先行しております。これにより、当連結会計年度は、売上、利益ともに前連結会計年度を上回りました。

株式会社東京テックにおいては、受注は安定しているものの、技術者の人員不足により売上高、利益ともに前連結会計年度を下回りました。

なお、当社は2019年9月にネクス・ソリューションズの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、ネクス・ソリューションズは第4四半期連結会計期間より当社連結子会社から除外されており、当連結会計年度の連結売上高への寄与は9ヵ月分となっております。

これらの結果、情報サービス事業の売上高は、7,267百万円（前連結会計年度比5.8%減）、営業利益は81百万円（前連結会計年度比65.9%減）となりました。

2) 仮想通貨関連事業

当社及びCCCCTは、仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、仮想通貨の投融資及び運用事業を行っております。

仮想通貨の投融資運用は、仮想通貨に関するシステム構築のノウハウ獲得のために行っているものであります。当連結会計年度は前連結会計年度と比べ、少額での運用に留めました。また、従前から保有しておりました活発な市場が存在しない仮想通貨の評価損として141百万円を売上高から減額しております。

仮想通貨関連のシステム開発については、仮想通貨交換所「Zaif」や「フィスコ仮想通貨取引所」の

保守、改修に加え、第2四半期に受注した外部向けの仮想通貨交換所システムのインフラ構築等、着実に実績を積み上げております。仮想通貨関連のシステム開発は、現時点では開発コストが先行している状況ですが、これは将来の収益獲得のための先行投資として位置付けております。

これらの結果、仮想通貨関連事業の売上高は、12百万円（前連結会計年度は、△80百万円）、営業損失は310百万円（前連結会計年度は、営業損失 671百万円）となりました。

3) 金融商品取引事業

当社は2018年2月（みなし取得日2018年3月31日）に金融商品取引事業を営む、eワラントグループを連結子会社化いたしました。当連結会計年度においては、eワラントグループの2018年11月～2019年10月の12ヵ月分（前連結会計年度は7ヵ月分）の業績が反映されております。

eワラント証券は、カバードワラントの商品設計、システム開発、安定運用等について、高度な専門知識と経験を持つスタッフを擁しております。「eワラント」は、日本における代表的な小口の投資家向け店頭カバードワラント^{*1}であり、eワラント証券の登録商標であります。「eワラント」はこれまでオンライン証券を通じて取引されておりましたが、2019年9月より、eワラント証券自身による直接販売「eワラント・ダイレクト」を開始いたしました。またeワラント証券は2019年10月30日付でEVOLUTION JAPAN証券株式会社から「eワラント」の販売の取扱い事業を譲受けることを決議いたしました（効力発生日2019年12月2日）。

これにより、eワラント証券自身による直接販売事業を早期に軌道に乗せてまいります。

当連結会計年度は、東京での会場セミナーや、SBI証券のウェブサイト及びeワラント証券公式YouTubeチャンネルにおけるオンラインセミナーを毎月実施し、商品理解の促進に努めました。商品面では、特定のテーマに関連する企業群にまとめて投資ができる「バスケットeワラント」の新商品として「5G関連株バスケットeワラント」、「自動運転関連バスケット3eワラント」を追加したほか、5Gや自動運転など市場の注目を集めるテーマに関連する企業群に、5倍のレバレッジ投資をすることができる新商品「テーマ株バスケットレバレッジトラッカー」の取扱いを開始いたしました。一方、米中貿易摩擦の長期化などへの警戒感から国内個人投資家の売買は低調に推移し、eワラントの取引は停滞しましたが、2019年1月末からはヘッジ運用の方針変更により運用成績は着実に改善しております。

eワラント証券は、業務の透明性や効率性の確保、法令・諸規則順守、またリスク管理といった金融商品取引事業における内部管理体勢の強化を進めた結果、現在は、今後のビジネス展開を見据えたステージに移行しております。今後は新規口座の獲得に努めるとともに、よりきめ細やかなサービス及び投資家ニーズにあった商品開発を進め取引量の増加を目指してまいります。

これらの結果、金融商品取引事業の売上高は457百万円、営業損失は266百万円となりました。

なお、当連結会計年度は経営成績が含まれる期間が前連結会計年度と異なるため、前連結会計年度比は記載していません。

※1 カバードワラントとは、金融商品取引法上の有価証券であり、オプション取引に係る権利を表示する証券のことで、「オプション取引」と同様に、投資家はオプションの買い手として、株式等のコール型ワラント（買う権利）やプット型ワラント（売る権利）を購入することができます。

4) HRテクノロジー事業

当社は2019年4月に人材育成・採用支援を事業の柱として、集合研修、eラーニングシステム開発販売、ラーニングコンテンツ、イベントサービス（映像配信）、ビジネスビデオソリューション、育成型人材紹介サービスを提供するアイスタディを連結子会社化いたしました。これに伴い第3四半期連結会計期間より報告セグメントとしてHRテクノロジー事業を新設しております。また、アイスタディは、2019年10月にシステム開発事業を営むエイム・ソフト及びその子会社のネクストエッジを子会社化いたしました（みなし取得日 2019年10月31日）。エイム・ソフト及びネクストエッジの2社もHRテクノロジー事業を報告セグメントといたしますが、当連結会計年度においては、エイム・ソフト及びネクストエッジは貸借対照表のみを連結し、損益計算書は2020年10月期より連結いたします。

アイスタディの事業は、ソフトウェア事業と研修サービス事業で構成されており、ソフトウェア事業においては、新規顧客獲得など受注活動に注力した結果、銀行案件の受注が順調に増加する等好調に推移いたしました。また、既存顧客からのカスタマイズにおいても受注環境は堅調に推移いたしました。更に、中堅企業向けに開発した、新LMS「SLAP」は、予定通り2019年11月末にリリースし、複数社の内諾を獲得しております。研修サービス事業においては、AI及びブロックチェーンカテゴリを主力として、コース体系化を推進し、まずは「数学講座」や「機械学習・ディープラーニング基礎講座」、「ブロックチェーン・エンジニア養成コース」といった入門コース並びに、「IoT エンジニア養成コース」といったデジタルトランスフォーメーション（DX）人材の育成を支援するeラーニングの販売を開始しております。「iStudy Academy」においては、AI関連の人材ニーズを反映し、個人受講が増加傾向にあることに加え、エイム・ソフトを子会社化したことで、より積極的な事業展開の礎を整えました。

これらの結果、HRテクノロジー事業の売上高は517百万円、営業損失は46百万円となりました。当連結会計年度のHRテクノロジー事業は、アイスタディの4月～10月の7ヵ月分の業績が反映されております。また当連結会計年度において、アイスタディののれん償却額56百万円を計上しております。

なお、HRテクノロジー事業の損益は、第3四半期連結会計期間からの連結であるため、前連結会計年度比は記載しておりません。

このような状況を受けまして、当連結会計年度におきましては、当期の業績を鑑みて誠に遺憾ながら前連結会計年度に引き続き配当を見送らせていただくことといたします。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期安定資金確保のため、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を金融機関5社とのシンジケート方式によるタームローン契約に借換を実行し、また第1回無担保社債2億円、第2回無担保社債5億円を発行しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

・人材の採用・育成の取り組み

情報サービス産業におきましては、慢性的な技術者の不足に加え、複雑・高度化する技術への対応という難題を抱えております。当社グループにおきましても優秀な人材の採用ならびに人材育成は重要な経営課題と認識しております。高スキルを保有するシステムエンジニアや、システムの企画、設計、開発、構築、導入から保守、運用までを一貫してマネジメントできる人材の積極的な採用及び育成を実施してまいります。

・受注拡大への取り組み

当社はこれまで、金融機関向けシステム開発を主力としておりましたが、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、顧客及び業種における第2の柱を築くことが重要であると考えております。そのため、現在、経営資源をフィンテック分野に集中させる事業再編に取り組んでおります。既存の取引領域を最大限に拡大するとともに、当社のこれまでのシステム開発のノウハウを活かし、フィンテック分野への展開及び取引拡大に努めてまいります。これにより、エンドユーザーとの取引比率の向上を目指します。

・品質及び生産性向上の取り組み

サービスの品質と価格の両面に対する顧客からの要請や、同業他社との価格競争の激化により、収益性の低下が懸念されます。当社では、品質及び生産性向上については重要な経営上の課題と受け止め、品質及び生産性の革新に向けた取り組みを強化してまいります。具体的には、各部門におけるプロジェクトのチェック、課題の把握と改善を実施し、不採算案件の発生防止と継続的な品質の向上を図ってまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項目	期別	第 28 期 (2016年10月期)	第 29 期 (2017年10月期)	第 30 期 (2018年10月期)	第 31 期 (2019年10月期)
売 上 高		5,337,111	5,300,801	7,640,243	7,600,508
経常利益又は経常損失(△)		131,745	728,455	612,798	△1,111,856
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)		392,067	742,904	550,933	△1,753,317
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		1円61銭	2円69銭	1円54銭	△4円86銭
総 資 産		1,980,825	5,518,241	11,022,789	10,494,997
純 資 産		481,915	4,294,494	7,266,269	6,044,184
1株当たり純資産		1円76銭	12円41銭	20円15銭	15円06銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 第31期より、会計方針を一部変更しております。詳細は「連結注記表 4. 会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。第29期及び第30期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(9) 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社11社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社2社から構成されており、「情報サービス事業」、「仮想通貨関連事業」、「金融商品取引事業」、「HRテクノロジー事業」を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業の種類	内 容
情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発 ・システムに関するコンサルティング ・システムのメンテナンス・サポート
仮想通貨関連	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング ・仮想通貨の投融資、運用
金融商品取引	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業 ・カバードワラントのマーケットメイク業務 ・カバードワラントの発行業務
HRテクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ・学習管理システムの販売（ソフトウェア事業） ・研修の実施、販売並びにeラーニング学習教材の販売及び有料職業紹介事業（研修サービス事業）

(10) 主要な拠点等 (2019年10月31日現在)

当 社：本社（東京都目黒区）

子会社：各本社（東京都7社、英国領ヴァージン諸島1社、英国領ケイマン諸島2社、中国香港行政区1社）

株式会社ネクストエッジ／島根県島根事業所開発センター

(11) 従業員の状況 (2019年10月31日現在)

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減
情報サービス	411名	△268名
仮想通貨関連	14名	7名
金融商品取引	20名	△4名
HRテクノロジー	76名	76名
合計	521名	△189名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。
2. HRテクノロジーの従業員の増加理由は、当連結会計年度にアイスタディ及びその子会社を連結子会社化したことで、新たな事業区分を追加したことによるものであります。
3. 情報サービス事業の従業員が前連結会計年度末に比較して減少した主な理由は、ネクス・ソリューションズを連結子会社から除外したことによるものです。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年10月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
SJ Asia Pacific Limited	100%	中間持株会社
株式会社東京テック	100%	ソフトウェア受託開発サービス等
株式会社CCCT	100%	仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、仮想通貨の投融資及び運用
eワラント証券株式会社	100%	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業
EWARRANT INTERNATIONAL LTD.	100%	カバードワラントのマーケットメイク業務
EWARRANT FUND LTD.	100%	カバードワラントの発行業務
EWM (HONG KONG) LIMITED	100%	eワラントグループの事務管理
アイスタディ株式会社	57% ^注	<ul style="list-style-type: none"> ・学習管理システムの販売（ソフトウェア事業） ・研修の実施、販売並びにeラーニング学習教材の販売及び職業紹介事業（研修サービス事業）
株式会社エイム・ソフト	57% ^注	コンピュータシステムの企画、開発、販売並びに運用管理及び保守に関する業務
株式会社ネクストエッジ	57% ^注	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータシステム開発 ・ITフリーランスに特化したエージェント事業
株式会社カイカ分割準備会社	100%	システム開発事業等

当社の連結子会社は上記重要な子会社の11社であります。なお、ネクス・ソリューションズは全株式を譲渡いたしました。なお、フィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合は、2019年4月に持分法適用関連会社から連結子会社になりましたが、2019年10月に清算決となり、連結の範囲から除外しております。

（注）間接所有割合を含む比率であります。

③ 関連会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
株式会社ネクス	49%	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売、それらにかかわるシステムソリューション提供及び保守サービス
株式会社フィスコデジタルアセットグループ	24% ^注	暗号資産関連ビジネスを営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の経営管理、グループ戦略の立案およびこれに附帯する業務

当社の持分法適用関連会社は上記に記載した関連会社の2社であります。また、その他の持分法非適用関連会社が2社あります。なお、株式会社シーズメンを持分法適用関連会社から除外しております。

（注）間接所有割合を含む比率であります。

(13) 主要な借入先 (2019年10月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (注2)	2,368,600
株式会社三井住友銀行 (注3)	630,000
株式会社千葉銀行	11,080

- (注) 1. 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。
 2. シンジケートローンは、株式会社千葉銀行を幹事とする3行の協調融資による900,000千円と、株式会社三井住友銀行を幹事とする2行の協調融資による1,468,600千円の合計であります。
 3. 借入金残高には、下記社債が含まれております。
 株式会社三井住友銀行 無担保社債 630,000千円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 830,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 360,858,455株（自己株式192,954株を含む）
- (3) 株主数 35,453名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	53,474,200	14.83
株式会社ネクスグループ	14,286,055	3.96
楽天証券株式会社	7,924,800	2.20
株式会社SRA	5,033,200	1.40
株式会社SRAホールディングス	5,016,800	1.39
株式会社SBI証券	4,697,600	1.30
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	2,357,704	0.65
マネックス証券株式会社	2,173,900	0.60
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,148,600	0.60
GMOクリック証券株式会社	1,975,200	0.55

(注) 1. 持株比率は、自己株式（192,954株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年10月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

2019年9月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき2,800円
- ③新株予約権の行使期間 2021年9月26日から2024年9月25日まで
- ④新株予約権の行使条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

⑤当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,000個	普通株式300,000株	1人

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

2019年9月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき2,800円
- ③新株予約権の行使期間 2021年9月26日から2024年9月25日まで
- ④新株予約権の行使条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

⑤当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	4,000個	普通株式400,000株	6人

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2019年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 伸	事業推進本部、営業部、第一ソリューション事業部、第二ソリューション事業部、クリプトカレンシー&テクノロジー事業部、インフラソリューション事業部、BP推進室、フィンテック戦略室、内部監査室、広報 担当、事業推進本部長、株式会社東京テック代表取締役社長、株式会社C C C T代表取締役社長、アイスタディ株式会社取締役、株式会社エイム・ソフト取締役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所取締役
代表取締役副社長	山口 健治	財務経理本部、総務人事本部 担当、財務経理本部長、総務人事本部長、株式会社C C C T取締役、eワラント証券株式会社取締役、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director、アイスタディ株式会社取締役 (監査等委員)、株式会社フィスコ仮想通貨取引所取締役
取締役会長	八木 隆二	株式会社東京テック取締役、株式会社C C C T取締役、eワラント証券株式会社取締役、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社フィスコデジタルアセットグループ代表取締役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所代表取締役
取締役	佐藤 元紀	株式会社フィスコ取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役、株式会社シヤンテイ取締役、アイスタディ株式会社取締役
取締役	川崎 光雄	株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人マザーキー理事、社会福祉法人善幸会理事
取締役	幾石 純	
取締役	島村 和也	島村法律会計事務所代表、株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役、コスモ・バイオ株式会社社外取締役、株式会社アズーム社外監査役、株式会社明豊エンタープライズ取締役 (監査等委員)
常勤監査役	古賀 勝	株式会社東京テック監査役、株式会社ネクス・ソリューションズ監査役、株式会社C C C T監査役、eワラント証券株式会社監査役、株式会社シーズメン社外監査役、株式会社フィスコデジタルアセットグループ監査役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所監査役
監査役	杉本 眞一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役
監査役	細木 正彦	ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、あすか信用組合監事、株式会社タカヤ監査役
監査役	勝部 日出男	日本メナード化粧品株式会社取締役、株式会社ナレッジカンパニー代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	44百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (7百万円)
合 計	10名	57百万円

- (注) 1.期末現在の人員数は取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。
- 2.上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役0百万円）を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	川 崎 光 雄	当事業年度に開催された取締役会には23回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	幾 石 純	当事業年度に開催された取締役会には23回中17回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	島 村 和 也	当事業年度に開催された取締役会には23回中22回に出席し、弁護士及び公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	杉 本 眞 一	当事業年度に開催された取締役会には23回中20回に出席、また、監査役会には19回中18回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	細 木 正 彦	当事業年度に開催された取締役会には23回中22回に出席、また、監査役会には19回中17回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	勝 部 日出男	当事業年度に開催された取締役会には23回中22回に出席、また、監査役会には19回中18回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	25
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する報酬	2
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、アイスタディは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の合意された手続業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるUHY東京監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「C A I C A 行動規範」を制定し指針としております。又、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしており、セキュリティが確保された場所です適切に保管・保存しております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報（決裁資料、稟議書及び議事録等）を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いたリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。
- ⑥ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、重要な子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しております。
また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役に諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。
- ⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。
役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。
また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役等へ報告する体制をとっております。

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。
- ⑬ 業務の適正を確保するための運用状況
当連結会計年度は、取締役会による定時取締役会が13回、臨時取締役会（書面決議を含む。）が16回（うち決算取締役会4回）でありました。また、コンプライアンス委員会においては、定例委員会を1回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓発活動として、テーマを変えてポスターを定期掲示するとともに、全社向けメールマガジンを12回配信しております。また、役員及び社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

第31期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けております。事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、事業戦略、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましても、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引続き、当期の期末配当を無配とすることといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2019年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,265,389	流 動 負 債	1,867,052
現金及び預金	2,564,276	支払手形及び買掛金	265,385
受取手形及び売掛金	851,890	1年内償還予定の社債	140,000
商品及び製品	3,522	1年内返済予定の長期借入金	502,678
仕掛品	13,375	未払金	215,233
短期貸付金	10,817	未払法人税等	32,347
未収入金	88,891	賞与引当金	166,126
仮想通貨	137,750	その他	545,282
預け金	312,668	固 定 負 債	2,583,752
その他	282,198	社債	490,000
固 定 資 産	6,229,607	長期借入金	2,076,933
有 形 固 定 資 産	121,130	繰延税金負債	2,944
建物及び構築物	57,699	その他	13,874
機械装置及び運搬具	6,853	特 別 法 上 の 準 備 金	8
工具、器具及び備品	56,076	金融商品取引責任準備金	8
土地	500	負 債 合 計	4,450,813
無 形 固 定 資 産	1,701,493	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	60,527	株 主 資 本	5,326,515
のれん	1,419,267	資本金	1,000,000
その他	221,698	資本剰余金	7,663,090
投資その他の資産	4,406,984	利益剰余金	△3,247,629
投資有価証券	4,178,338	自己株式	△88,945
長期貸付金	214,509	その他の包括利益累計額	105,663
出資金	13,074	その他有価証券評価差額金	6,366
その他	238,037	繰延ヘッジ損益	△987
貸倒引当金	△236,976	為替換算調整勘定	100,284
資 産 合 計	10,494,997	新株予約権	2,852
		非支配株主持分	609,152
		純 資 産 合 計	6,044,184
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,494,997

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		7,600,508
売 上	原 価		6,248,554
売 上 総 利 益			1,351,953
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,967,859
営 業 損 失			615,905
営 業 外 収 益			43,539
受 取 利 息 及 び 割 引 料 金		8,777	
受 取 取 配 当		39	
受 取 の 家 賃 他		12,892	
		21,830	
営 業 外 費 用			539,490
支 払 利 息		25,342	
支 払 手 数 料		99,924	
支 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 他		391,104	
		23,119	
経 常 損 失			1,111,856
特 別 利 益			16,512
固 定 資 産 売 却 益		2,037	
関 係 会 社 株 式 売 却 益		10,813	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		2,102	
持 分 変 動 益		1,559	
特 別 損 失			637,950
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失		144,676	
減 損 損 失		487,862	
固 定 資 産 除 却 損 失		22	
段 階 取 得 に 係 る 差 損		5,388	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			1,733,294
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税			16,291
法 人 税 等 調 整 額			3,339
当 期 純 損 失			1,752,924
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			392
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			1,753,317

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,000,000	7,663,090	△1,496,112	△88,945	7,078,032
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,753,317		△1,753,317
持分法の適用範囲の変動額			1,800		1,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△1,751,516		△1,751,516
当 期 末 残 高	1,000,000	7,663,090	△3,247,629	△88,945	5,326,515

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	88,262	△334	100,309	188,237	—	—	7,266,269
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純損失							△1,753,317
持分法の適用範囲の変動額							1,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△81,896	△653	△24	△82,574	2,852	609,152	529,430
当 期 変 動 額 合 計	△81,896	△653	△24	△82,574	2,852	609,152	△1,222,085
当 期 末 残 高	6,366	△987	100,284	105,663	2,852	609,152	6,044,184

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

※ 「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月24日

株式会社カイカ
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カイカの2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2019年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	1,555,306	流 動 負 債	1,250,872
現金及び預金	778,888	買掛金	191,769
売掛金	683,121	1年内償還予定の社債	140,000
商品及び製品	3,522	1年内返済予定の長期借入金	453,880
仕掛品	13,375	未払金	142,249
前払費用	55,839	未払法人税等	28,064
未収入金	20,453	未払費用	33,575
その他の	105	前受金	16,076
固 定 資 産	10,116,308	預り金	50,635
有 形 固 定 資 産	68,819	賞与引当金	159,649
建物	20,538	未払消費税等	34,972
工具、器具及び備品	47,780	固 定 負 債	4,821,634
土地	500	社債	490,000
無 形 固 定 資 産	37,357	長期借入金	4,317,160
ソフトウェア	37,148	繰延税金負債	591
その他の	208	その他の	13,883
投資その他の資産	10,010,131	負 債 合 計	6,072,507
投資有価証券	564,345	純 資 産 の 部	
関係会社株式	8,618,144	株 主 資 本	5,597,918
出資金	7,572	資 本 金	1,000,000
長期貸付金	2,494,509	資 本 剰 余 金	5,301,043
長期前払費用	36,115	資本準備金	1,278,415
敷金保証金	76,827	その他資本剰余金	4,022,627
その他の	120,742	利 益 剰 余 金	△614,179
貸倒引当金	△1,908,127	利益準備金	12,400
資 産 合 計	11,671,614	その他利益剰余金	△626,579
		繰越利益剰余金	△626,579
		自 己 株 式	△88,945
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,032
		その他有価証券評価差額金	1,032
		新 株 予 約 権	155
		純 資 産 合 計	5,599,106
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,671,614

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		5,053,549
売 上	原 価		4,384,773
売 上	総 利 益		668,775
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			549,164
営 業	利 益		119,611
営 業 外	収 益		67,982
受 取 利 息		39,962	
受 取 利 息	利 息	6,167	
受 取 配 当 金	配 当 金	39	
受 取 務 受 託 料	務 受 託 料	3,624	
受 取 務 受 託 他	務 受 託 他	18,189	
営 業 外	費 用		178,883
支 払 利 息	支 払 利 息	24,645	
支 社 債 利 息	支 社 債 利 息	690	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	99,924	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38,081	
貸 倒 引 当 金 繰 入 他	貸 倒 引 当 金 繰 入 他	15,542	
経 常	利 益		8,710
特 別	利 益		89,850
投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	85,885	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,965	
特 別	損 失		1,562,702
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	22	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	144,676	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	関 係 会 社 株 式 評 価 損	419,425	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	998,578	
税 引 前 当 期 純 損 失			1,464,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			40,565
当 期 純 損 失			1,504,707

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,000,000	1,278,415	4,022,627	12,400	878,128
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△1,504,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計					△1,504,707
当 期 末 残 高	1,000,000	1,278,415	4,022,627	12,400	△614,179

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△88,945	7,102,626	99,232	99,232	—	7,201,858
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失		△1,504,707				△1,504,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△98,199	△98,199	155	△98,043
当 期 変 動 額 合 計		△1,504,707	△98,199	△98,199	155	△1,602,751
当 期 末 残 高	△88,945	5,597,918	1,032	1,032	155	5,599,106

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・ 商品

個別法による原価法

- ・ 仕掛品

個別法による原価法

ハ. 仮想通貨

- ・ 活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

- ・ 活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号平成30年3月14日)を、当事業年度から適用しております。当社が保有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨は市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、売上高として計上しております。活発な市場が存在しない仮想通貨は取得原価をもって貸借対照表に計上し、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表に計上するとともに、取得原価と当該処分見込価額との差額は売上高として計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権には、長期貸付金が含まれており、個別評価による回収不能見込相当額として貸倒引当金1,671,151千円を計上しております。

短期金銭債権	69,723千円
短期金銭債務	47,572千円
長期金銭債権	2,378,568千円
長期金銭債務	2,396,103千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

90,370千円

3. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

関係会社株式 1,020,000千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金 142,800千円

長期借入金 785,800千円

計 928,600千円

4. 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高2,368,600千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 611,494千円

売上原価、販売費及び一般管理費 79,192千円

営業取引以外の取引高 39,360千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 192,954株

当事業年度末日における当社が発行している新株予

約権の目的となる株式の数 普通株式 700,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別

繰延税金資産

貸倒引当金 584,268千円

賞与引当金 48,885千円

投資有価証券評価損 68,197千円

未払事業所税 1,799千円

関係会社株式評価損 3,146,060千円

繰越欠損金 1,562,719千円

その他 23,502千円

繰延税金資産小計 5,435,430千円

評価性引当額 5,435,430千円

繰延税金資産合計 -千円

繰延税金負債

投資有価証券 591千円

繰延税金負債合計 591千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社CCCT	所有 直接 100%	兼任	仮想通貨 関連	資金の貸付	550,000	長期貸付金	2,280,000
					利息の受取	38,081	長期未収入金	96,850
					貸倒引当金繰入額	1,034,795	貸倒引当金	1,671,151
子会社	EWARRANT FUND LTD.	所有 直接 100%	兼任	金融商品 取引	資金の借入	—	長期借入金	2,391,360
					利息の支払	6,061	—	—
関連会社	株式会社フィスコデジ タルアセットグループ	所有 直接 23.2% 間接 1.4%	兼任	仮想通貨 関連	社債の引受	450,000	投資有価証券	450,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入、差出はありません。

3. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 15円52銭

(2) 1株当たり当期純損失 4円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月24日

株式会社カイカ
取締役会 御中

U H Y 東 京 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 河 内 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カイカの2018年11月1日から2019年10月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月24日

株式会社カイカ 監査役会

常勤監査役 古賀 勝 ㊟

社外監査役 杉本 眞一 ㊟

社外監査役 細木 正彦 ㊟

社外監査役 勝部 日出男 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、2019年9月25日開催の取締役会において、当社グループの組織再編により、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを引き上げることで、グループ経営体制を強化することを目的とし、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

かかる移行を実現するため、当社と当社100%出資の吸収分割準備会社である株式会社カイカ分割準備会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2020年3月1日を効力発生日として、当社の営む「情報サービス事業」に関する権利義務等を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととし、本件分割にかかる吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を2019年12月25日付で締結いたしました。

本案件は、本吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容

吸収分割の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社カイカ（以下「甲」という。）と株式会社カイカ分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、その情報サービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

（商号及び住所）

第2条 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：株式会社カイカ（効力発生日（第6条に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）付で、「株式会社C A I C A」に商号変更予定）

住所：東京都目黒区大橋一丁目5番1号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社カイカ分割準備会社（効力発生日付で、「株式会社C A I C Aテクノロジーズ」に商号変更予定）

住所：東京都目黒区大橋一丁目5番1号

（分割により承継する権利義務）

第3条 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

（1）資産

甲が本事業に関して有する資産のうち、別紙に記載のもの

（2）債務

甲が本事業に関して負担する債務のうち、別紙に記載のもの

（3）雇用契約

甲の従業員との間で締結している労働契約は、乙へ承継しない。

（4）その他

甲が本事業に関して締結している売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、人材派遣契約その他一切の契約（甲の従業員との間の労働契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

2 乙は、前項第2号に定める債務について、甲から免責的に承継するものとし、甲は、第6条に定める効力発生日以後、当該債務について、その弁済・履行の責任を免れるものとする。

（分割に際して交付する株式に関する事項）

第4条 乙は、本分割に際して普通株式5, 700株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第5条 本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金 金2億8, 500万円

（2）資本準備金 金3億1, 429万7, 458円

（3）利益準備金 本分割により利益準備金は増加しない。

(効力発生日)

第6条 本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。ただし、本分割の手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

(株主総会の承認)

第7条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本分割に関して必要な事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるとする。

(競業避止義務の不存在)

第8条 甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

(善管注意義務)

第9条 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に乙の同意を得なければならない。

2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られなかったとき又は関係法令に基づき要求される監督官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年12月25日

甲 東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社カイカ
代表取締役 鈴木 伸 ㊟

乙 東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社カイカ分割準備会社
代表取締役 鈴木 伸 ㊟

承継権利義務明細表

承継会社が、分割会社から承継する対象事業に属する資産、債務、その他の権利義務は次のとおりとする。

なお、承継会社が分割会社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は2019年10月末現在の当社の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除したものを本効力発生日において承継会社に承継する。

1. 承継する資産

- (1) 対象事業に属する普通預金、売掛金、前払費用、その他の流動資産

828,054,909円

- (2) 対象事業に属する器具備品、長期前払費用、その他の固定資産

4,315,264円

2. 承継する債務

- (1) 対象事業に属する買掛金、未払金、前受金、その他の流動負債

233,072,715円

- (2) 対象事業に属する固定負債

0円

3. 契約（雇用契約は承継しないため除く。）

分割会社が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する全ての契約（当該契約に関して締結された変更契約、覚書その他これらに類する一切の合意を含む。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、企業グループの運営及び管理に関する次に掲げる契約を除く。

- (1) 弁護士、監査法人、金融機関、コンサルタント会社、税理士法人、税理士、司法書士その他外部委託業者との間で締結された委任契約

- (2) M&Aに関連する契約

- (3) 分割会社の本社建物に関する賃貸借契約及びこれに関連する契約、分割会社が賃借する役員社宅に関する賃貸借契約及び保守管理等に関する契約

- (4) 管理業務に係るシステムに関する契約

- (5) その他上記の契約に関連する一切の契約

なお、承継対象となる契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させるために、当該契約において必要とされる手続を分割会社が本効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合その他当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させることにより分割会社又は承継会社に重大な不利益が発生する場合には、分割会社及び承継会社は協議し合意の上、当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、承継対象から除外することができる。

4. 許認可・商標登録等

本効力発生日において、当社が保有している対象事業に関する許認可、商標登録等のうち、法令上承継が可能であり、分割会社が承継会社へ承継する必要があると判断したもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 交付する株式の数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式5,700株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。承継会社は当社の完全子会社であり、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が交付する株式数については、任意の数を定めることが可能であります。そのため、両社で協議の上決定した上記の株式数は、相当であると判断いたしました。

② 本吸収分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容は、当社から承継会社に承継される権利義務等に照らして相当な額であると判断いたしました。

資本金	285,000,000円
資本準備金	314,297,458円
利益準備金	0円

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の最終事業年度における計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主参考書類には記載しておりません。

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社が、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2020年3月1日（予定）をもって純粋持株会社体制に移行することに伴い、定款第1条（商号）及び第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおりに承認可決され、同議案で承認された吸収分割契約に従って吸収分割がその効力を生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2020年3月1日（当該吸収分割に従って効力発生日が変更された場合には、変更後の効力発生日）に、その効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社カイクと称し、英文では <u>CA I C A I n c .</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>CA I C A</u> と称し、英文 では <u>CA I C A I n c .</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (13) 条文省略</p> <p>(14) <u>国内会社および外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p>(15) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p>(16) <u>仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(17) <u>ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(18) <u>仮想通貨の投融資、運用</u></p> <p>(19) <u>仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用</u></p> <p>(20) <u>仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング</u></p> <p>(21) <u>仮想通貨の取引所運営</u></p> <p>(22) <u>仮想通貨の仲介</u></p> <p>(23) <u>仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング</u></p> <p>(24) <u>その他の仮想通貨の一般サービス</u></p> <p>(25) <u>投資および融資</u></p> <p>(26) <u>投資ファンドの運営</u></p> <p>(27) <u>第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に関わる業務</u></p> <p>(28) <u>投資運用業に関わる業務</u></p> <p>(29) <u>市場調査および投資情報提供業務</u></p> <p>(30) <u>資産の管理および運用に関するコンサルティング業務</u></p> <p>(31) <u>カスタディ業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(32) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより<u>当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ～ (13) 現行通り</p> <p>(削除)</p> <p>(14) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p>(15) <u>仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(16) <u>ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(17) <u>仮想通貨の投融資、運用</u></p> <p>(18) <u>仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用</u></p> <p>(19) <u>仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング</u></p> <p>(20) <u>仮想通貨の取引所運営</u></p> <p>(21) <u>仮想通貨の仲介</u></p> <p>(22) <u>仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング</u></p> <p>(23) <u>その他の仮想通貨の一般サービス</u></p> <p>(24) <u>投資および融資</u></p> <p>(25) <u>投資ファンドの運営</u></p> <p>(26) <u>第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に関わる業務</u></p> <p>(27) <u>投資運用業に関わる業務</u></p> <p>(28) <u>市場調査および投資情報提供業務</u></p> <p>(29) <u>資産の管理および運用に関するコンサルティング業務</u></p> <p>(30) <u>カスタディ業務</u></p> <p>(31) <u>情報処理技術者の育成および研修の実施</u></p> <p>(32) <u>情報処理に関する技術資料の開発および制作</u></p> <p>(33) <u>人材育成および教育研修の実施</u></p> <p>(34) <u>有料職業紹介業務</u></p> <p>(35) <u>人材派遣業務</u></p> <p>(36) <u>出版物の企画、制作、販売に関する業務</u></p> <p>(37) <u>広告宣伝代理業務</u></p> <p>(38) <u>企業における求人・採用活動に関する宣伝の受託およびコンサルティング</u></p> <p>(39) <u>経営コンサルティング</u></p> <p>(40) 前各号に附帯する一切の業務</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	鈴木伸 (1968年3月5日生)	1991年3月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社） 入社 2005年4月 株式会社アイビート（現 当社） 執行役員 第一ソリューション開発本部長 2008年4月 株式会社S J アルピーヌ（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年4月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年8月 聯迪恒星(南京)信息系统有限公司 取締役 2013年1月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス） 取締役 介護情報システム部長 2013年7月 当社 国内事業統轄本部 サービス事業本部長 2014年4月 当社 事業統轄本部 第一事業本部 本部長 2016年4月 当社 第一事業本部 本部長 2018年1月 当社 代表取締役社長 第一事業本部担当 第二事業本部担当 第三事業本部担当 BP推進室担当 フィンテック戦略室担当 2018年12月 株式会社東京テック 代表取締役社長（現任） 2018年12月 株式会社C C C T 代表取締役社長（現任） 2019年1月 当社 代表取締役社長 事業推進本部担当 営業部担当 第一ソリューション事業部担当 第二ソリューション事業部担当 クリプトカレンシー&テクノロジー事業部担当 インフラソリューション事業部担当 B P 推進室担当 フィンテック戦略室 担当 内部監査室担当 広報担当 事業推進本部長委嘱（現任） 2019年7月 アイスタディ株式会社 取締役（現任） 2019年7月 株式会社エイム・ソフト 取締役（現任） 2019年8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	やま ぐち けん じ 山 口 健 治 (1970年11月19日生)	2003年 2月 株式会社シークエッジ (現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス) 入社 2003年 9月 同社取締役 2010年 2月 株式会社シークエッジ・パートナーズ (現 株式会社ヴァンテージパートナーズ) 取締役 2011年 7月 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED DIRECTOR 2014年 3月 株式会社シークエッジ・インベストメント (現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス) 代表取締役 2015年 6月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 2015年 11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱 2016年 1月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱 2017年 2月 株式会社東京テック取締役 2017年 3月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱 2017年 8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 2017年 11月 株式会社CCT取締役 (現任) 2018年 1月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱 2018年 2月 eフロント証券株式会社 取締役 (現任) 2018年 2月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director (現任) 2018年 2月 EWARRANT FUND LTD. Director (現任) 2019年 1月 当社 代表取締役副社長 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱 (現任) 2019年 7月 アイスタディ株式会社 取締役 (監査等委員) (現任) 2019年 8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>やぎ りゅうじ 八木 隆二 (1969年11月28日生)</p>	<p>2010年 3月 株式会社フィスコ入社 2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 2013年 2月 株式会社ネクス (現 株式会社ネクスグループ) 取締役 2013年 3月 株式会社フィスコ取締役アドバイザー兼事業部長 2014年12月 Care Online株式会社 (現 株式会社ケア・ダイナミクス) 取締役 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 2014年 8月 株式会社ジェネラルソリューションズ (現 株式会社フィスコIR) 取締役 2014年12月 株式会社シャンテイ取締役 2015年 6月 当社 代表取締役会長 業務全般担当 内部監査室担当 2016年10月 当社 代表取締役会長 内部監査室担当 広報担当 2017年 2月 株式会社東京テック代表取締役社長 2017年 8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 取締役 2017年11月 株式会社CCCT代表取締役社長 2018年 2月 eワラント証券株式会社 代表取締役 2018年 2月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director (現任) 2018年 2月 EWARRANT FUND LTD. Director (現任) 2018年12月 当社 取締役会長 内部監査室担当 広報担当 2018年12月 株式会社東京テック 取締役 2018年12月 株式会社CCCT 取締役 (現任) 2018年12月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 代表取締役 (現任) 2018年12月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 代表取締役 (現任) 2019年 1月 当社 取締役会長 (現任) 2019年 1月 eワラント証券株式会社 取締役 (現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	佐藤元紀 (1973年5月4日生)	2012年 9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 株式会社フィスコ) 取締役 2014年 3月 株式会社フィスコ取締役 (現任) 2014年 5月 Care Online株式会社 (現 株式会社ケア・ダイナミクス) 取締役 (現任) 2014年 7月 株式会社ジェネラルソリューションズ (現 株式会社フィスコ) 代表取締役社長 2014年 12月 株式会社シヤンテイ取締役 (現任) 2018年 1月 当社 取締役 (現任) 2019年 3月 アイスタディ株式会社 取締役 (現任)	0株
5	川崎光雄 (1972年5月28日生)	1996年 4月 株式会社アットホーム入社 2003年 8月 株式会社船井総合研究所入社 2011年 1月 株式会社カテナシア設立代表取締役 (現任) 2011年 8月 株式会社メディア・コンテンツ代表取締役 2012年 9月 一般財団法人アジア医療支援機構監事 (現任) 2012年 12月 医療法人マザーキー理事 (現任) 2013年 12月 社会福祉法人善光会理事 (現任) 2015年 6月 当社 取締役 (現任)	0株
6	幾石純 (1948年2月12日生)	1971年 4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 1989年 9月 同行香港支店筆頭副支店長 1992年 7月 同行パリ支店長 1996年 1月 同行情報開発部長 2000年 6月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社 (現 株式会社大和証券グループ本社) 執行役員 2002年 8月 日本オーチスエレベータ株式会社取締役 2008年 5月 いわかぜキャピタル株式会社取締役 2016年 1月 当社 取締役 (現任)	0株
7	島村和也 (1972年10月20日生)	1995年 10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年 4月 公認会計士登録 2004年 10月 弁護士登録 2008年 10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2008年 3月 島村法律会計事務所開設 代表 (現任) 2008年 6月 株式会社ソディックプラスチック 社外監査役 2008年 7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 2012年 7月 同社 社外取締役 (現任) 2014年 3月 コスモ・バイオ株式会社 社外取締役 (現任) 2015年 6月 アイビーシステム株式会社 社外監査役 2016年 12月 株式会社アズーム 社外監査役 (現任) 2017年 1月 当社 取締役 (現任) 2019年 10月 株式会社明豊エンタープライズ 取締役 (監査等委員) (現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2019年10月31日現在の状況を記載しております。
3. 川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月となります。

幾石純氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

島村和也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

5. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
6. 幾石純氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関における金融及び証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
8. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役細木正彦氏および勝部日出男氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、当社ガバナンスの実効性が引き続き確保できると判断したため1名減員し、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
細木正彦 (1955年8月14日生)	1978年4月 川崎重工業株式会社入社 1985年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1986年7月 青山監査法人(Price Waterhouse日本法人) 入所 1989年3月 公認会計士登録 1992年10月 細木公認会計士事務所開設 1994年4月 ウィルコンサルティング株式会社設立代表取締役(現任) 2007年6月 株式会社極楽湯監査役 2008年6月 あずか信用組合監事(現任) 2013年3月 株式会社タカヤ監査役(現任) 2016年1月 当社 監査役(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細木正彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。なお、当社は、細木正彦氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 細木正彦氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 細木正彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知見・経験ならびに企業における社外監査役を長きにわたり務められた経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社定款第39条の規定に基づき、当社は細木正彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、細木正彦氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）であり、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されましても、取締役の人数は、従来と同じ7名（うち社外取締役3名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくはは

株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 端数がある場合の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン
電話 (03) 3409-8181



交通のご案内

(地下鉄)

- 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車（B3又はB1出口より徒歩約5分）
（都営バス）
- 渋谷駅前⇒新橋駅前行き（渋谷88系統）「南青山五丁目」下車（徒歩約3分）
- 新橋駅前⇒渋谷駅前行き（渋谷88系統）「青山学院前」下車（徒歩約3分）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。